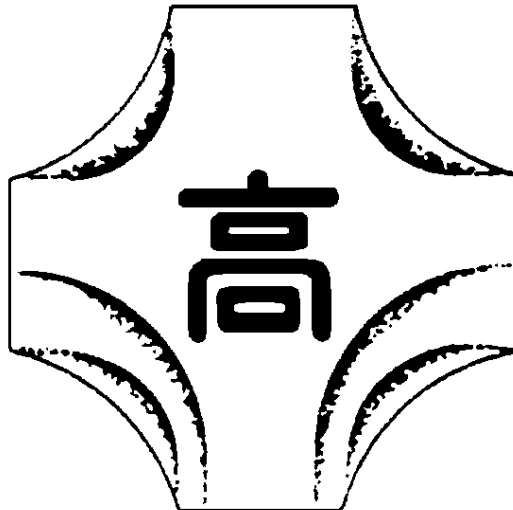


令和8年度

静岡県立焼津中央高等学校

P T A ・ 後援会

定 期 総 会 資 料



校章によせて

富士を仰ぎ、平和郷「志太」の真ん中。海洋に雄飛する
焼津港は、遠き史実を今日に伝える。“中は徳の至れるも
の”とは古人の教えなり。そして、たくましく、たしかなる
人を求めて明日の母校を期待する。

令和8年5月19日(火) 午後2時～

会場：静岡県立焼津中央高校 体育館(2階)

令和8年度 P T A総会・後援会定期総会資料 目次

1 P T A総会

次 第		P. 1
第 1 号議案	令和 7 年度 P T A 事業報告(案)並びに P T A 会計収支決算(案)について 令和 7 年度 P T A 学習支援事業会計収支決算書(案)について(監査報告)	P. 2
第 2 号議案	令和 8 年度 P T A 本部役員等(案)並びに P T A 地区役員(案)について	P. 5
第 3 号議案	静岡県立焼津中央高等学校 P T A 会員に関する規則の改正(案)について	P. 7
報 告 事 項	令和 8 年度 P T A 事業計画並びに P T A 会計収支予算について	P. 8

資 料

静岡県立焼津中央高等学校 P T A 会則	P. 10
静岡県立焼津中央高等学校 P T A 会員に関する規則	P. 15
静岡県立焼津中央高等学校 P T A 学習支援事業実施要項	P. 18
静岡県立焼津中央高等学校 P T A 地区役員規程	P. 19
静岡県立焼津中央高等学校 P T A 委員会規程	P. 20
静岡県立焼津中央高等学校 P T A 役員の選出要領	P. 21
静岡県立焼津中央高等学校 P T A 個人情報取扱規程	P. 22

2 一般社団法人 静岡県立焼津中央高等学校後援会総会

次 第		P. 27
第 1 号議案	令和 7 年度事業報告(案)並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書(案)の 承認について (監査報告)	P. 28
第 2 号議案	令和 8 年度理事及び監事の選任(案)について	P. 33
報 告 事 項	令和 8 年度事業計画並びに予算について	

資 料

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会定款	P. 35
一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会員に関する規則	P. 40
一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会計処理規程	P. 43
一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会個人情報取扱規程	P. 46

※ 学校関係資料

令和 8 年度	年間行事予定表	P. 51
令和 8 年度	生徒課より	P. 53
令和 7 年度	過去 5 年間の受験結果・進路状況	P. 55
令和 7 年度	大学別合否状況一覧	P. 56
令和 8 年度	進路指導計画	P. 57
令和 8 年度	校外模擬試験日程	P. 58
令和 8 年度	諸会費等月別収納額一覧	P. 59
令和 8 年度	職員名簿	P. 60

令和8年度 静岡県立焼津中央高等学校 P T A総会 次第

司会 事務局

1 開会

事務局

2 挨拶

P T A会長

成瀬由佳理

校長

遠山 一郎

※ 議長選出、本会の成立について

事務局

3 議事及び報告事項

(1) 第1号議案 令和7年度P T A事業報告(案)並びにP T A会計収支決算(案)について

ア 令和7年度P T A事業報告(案)

P T A副会長

イ 令和7年度P T A会計収支決算報告(案)

P T A会計

ウ 監査報告

P T A監査

(2) 第2号議案 令和8年度P T A本部役員等(案)並びにP T A地区役員(案)について

ア 令和8年度P T A役員等(案)

P T A副会長

イ 令和8年度P T A地区役員(案)

P T A副会長

※ 令和7年度本部役員紹介と退任の挨拶

P T A会長

※ 令和8年度本部役員紹介と新任の挨拶

新P T A会長

(3) 第3号議案 P T A会員に関する規則の改正(案)について

事務局

(4) 報告事項

ア 令和8年度P T A事業計画

新P T A副会長

イ 令和8年度P T A会計収支予算

新P T A会計

4 閉会

事務局

令和7年度 P T A事業報告 (案)

- 1 P T A役員会 第1回 4月17日(木) 第2回 4月24日(木) 第3回 3月17日(火)
評議員会 第1回 4月24日(木)
- 2 P T A総会 5月14日(水)
(学級懇談会、1年：部活動説明会)
- 3 P T A委員会
 - (1) 進路委員会
 - ・進路保護者説明会(3年) 5月14日(水)
 - ・勉強合宿(2年)(任意見学) 7月22日(火)~25日(金)
 - ・進路保護者説明会(2年) 2月9日(月)
 - (2) 生活安全委員会
 - ・校外交通指導 6月20日(金)、9月5日(金)、10月17日(金)、11月21日(金)
 - (3) 保健委員会
 - ・環境美化活動 5月15日(木)
 - ・薬学講座(任意参加) 11月10日(月)
 - ・学校保健委員会(任意出席) 1月21日(水)
- 4 P T A職業講話(1年) 12月1日(月)
- 5 P T A役員会、研修会
P T A役員会 年3回実施予定(4月2回、3月)
P T A研修会
 - ・静岡県公立高等学校P T A連絡協議会総会・研修会(6月7日(金) ホテルグランヒルズ静岡)
 - ・東海地区高等学校P T A連合会大会三重大会(6月21日(金) 三重県文化会館)
 - ・志太・榛原地区公立高等学校P T A指導者研修会(7月2日(火) 相良総合センター)
 - ・全国高等学校P T A連合会全国大会茨城大会(8月22日(木)~23日(金) 水戸市)
- 6 P T A学習支援、進路指導支援、部活動支援事業
 - ・学習支援事業(土曜補講、朝補講、豊友館学習支援事業、勉強合宿への支援等)
 - ・進路指導支援事業(校外模試、進路面談支援等)
 - ・野球部(5月21日(水))・サッカー部(6月14日(土))の定期戦支援(対焼津水産)
 - ・合唱部オペラ公演支援(6月15日(日))
 - ・部活動における全国・東海・県・地区大会への参加旅費の助成
 - ・各部活動の備品の購入支援
 - ・備品の購入および施設設備支援
 - ・夏の野球応援車両代助成
 - ・部活動の外部指導者への支援
(女子テニス・サッカー・男子バスケットボール・吹奏楽・茶道・華道・書道・合唱の各部)
 - ・週休日及び長期休業中における部活動の引率旅費の助成

令和7年度静岡県立焼津中央高等学校PTA会計収支決算書(案)

収入総額 23,699,228 円
 支出総額 21,407,671 円
 差引残額 2,291,557 円 (次年度へ繰越)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額 (A)	流用増減額 (B)	予算現額 (A) + (B) = (C)	決算額 (D)	差引残額 (D) - (C)	摘 要
1 会費	20,222,000	0	20,222,000	20,703,750	481,750	月額2,050円×延10,075人 教職員会費
2 入会金	1,484,000	0	1,484,000	1,515,800	31,800	入会時納入金5,300円×286人
3 雑収入	406,263	0	406,263	431,941	25,678	AED整備費助成金、模試等試験会場費等
4 繰越金	1,047,737	0	1,047,737	1,047,737	0	前年度より繰越
計	23,160,000	0	23,160,000	23,699,228	539,228	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額 (A)	流用増減額 (B)	予算現額 (A) + (B) = (C)	決算額 (D)	差引残額 (C) - (D)	摘 要
1 会務費	3,480,000	0	3,480,000	3,316,673	163,327	
(1) 給料	2,600,000	45,000	2,645,000	2,644,402	598	職員給料
(2) 会議費	15,000	0	15,000	3,279	11,721	役員会議費
(3) 旅費	195,000	△ 55,000	140,000	93,563	46,437	役員出張旅費
(4) 需用費	200,000		200,000	132,412	67,588	文具、消耗品等
(5) 通信運搬費	30,000		30,000	30,000	0	連絡用郵券代
(6) 使用料賃借料	20,000	0	20,000	10,815	9,185	職員執務室光熱水費
(7) 負担金	200,000	10,000	210,000	204,386	5,614	高P連会費負担金・大会参加費等
(8) 事業費	200,000	0	200,000	192,816	7,184	PTA会員保険料
(9) 慶弔費	20,000		20,000	5,000	15,000	香典
2 部活動後援費	9,050,000	0	9,050,000	8,216,678	833,322	
(1) 部活動振興費	7,300,000		7,300,000	6,656,525	643,475	東海全国大会生徒旅費、高体連高文連負担金等
(2) 旅費	1,750,000		1,750,000	1,560,153	189,847	生徒引率旅費
3 教育振興費	3,400,000	0	3,400,000	3,143,197	256,803	
(1) 教育活動推進費	300,000	△ 42,000	258,000	143,381	114,619	携帯メール利用料、心の健康ニュース、スクールカウンセラー報酬費等
(2) 奨励費	100,000	662,000	762,000	762,000	0	支援費、皆勤賞等
(3) 旅費	200,000	30,000	230,000	223,268	6,732	職員旅費
(4) 研究助成費	200,000		200,000	161,200	38,800	各種教育研究団体負担金、書籍代等
(5) 環境整備費	1,600,000	△ 98,000	1,502,000	1,501,348	652	修繕、ごみ運搬処分費等
(6) 備品購入費	1,000,000	△ 552,000	448,000	352,000	96,000	部活動等備品、AED整備
4 進路指導費	4,980,000	0	4,980,000	4,663,397	316,603	
(1) 進路対策費	2,200,000		2,200,000	2,103,014	96,986	進路関係資料、書籍代等
(2) 指導費	2,500,000		2,500,000	2,310,565	189,435	時間外指導費等
(3) 事務費	250,000		250,000	238,228	11,772	複写機使用料等
(4) 通信運搬費	30,000		30,000	11,590	18,410	入試関係書類送料、資料配送料等
5 図書費	2,000,000	0	2,000,000	1,926,585	73,415	
(1) 図書費	1,800,000		1,800,000	1,743,955	56,045	図書館蔵書用書籍、生徒用雑誌、新聞代
(2) 事務費	200,000	0	200,000	182,630	17,370	図書館用情報サービス使用料等
6 支払手数料	150,000	0	150,000	141,141	8,859	ネットバンキング基本料、利用料、口座振込手数料等
7 予備費	100,000	0	100,000	0	100,000	
計	23,160,000	0	23,160,000	21,407,671	1,752,329	

*科目間の流用を認める

3 積立金会計

区 分	金 額	摘 要
令和6年度末現在額	9,558,492	
令和7年度増減額	19,440	利息
令和7年度末残高	9,577,932	

監査の結果、適正であったことを認めます。

令和8年4月22日

監査委員 一圓 亜矢子 ㊟ 印影省略
 監査委員 松葉 真美 ㊟ 印影省略
 監査委員 阿部 順子 ㊟ 印影省略

令和7年度静岡県立焼津中央高等学校PTA学習支援事業会計収支決算書(案)

収入総額 1,601,000円
 支出総額 1,601,000円
 差引残額 0円

1 収入の部 (単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	予算現額 (C) = (A) + (B)	決算額 (D)	差引残額 (D) - (C)	摘要
1 補講料	2,000,000	0	2,000,000	1,601,000	△ 399,000	土曜補講受講料
3 雑収入	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
4 繰越金	0	0	0	0	0	
計	2,001,000	0	2,001,000	1,601,000	△ 400,000	

2 支出の部 (単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	流用額 (C)	予算現額 (D) = (A) + (B) + (C)	決算額 (E)	差引残額 (D) - (E)	摘要
1 講師指導料	1,500,000	0	0	1,500,000	1,432,860	67,140	指導料
3 消耗品費	500,000	0	0	500,000	167,590	332,410	印刷機・ク・更紙等
4 雑費	1,000	0	0	1,000	550	450	振込手数料
計	2,001,000	0	0	2,001,000	1,601,000	400,000	

*科目間の流用を認める

監査の結果、適正であったことを認めます。

令和8年4月22日

監査委員 一圓 亜矢子 ㊟ 印影省略

監査委員 松葉 真美 ㊟ 印影省略

監査委員 阿部 順子 ㊟ 印影省略

令和8年度 P T A役員等 (案)

役職名	地 区	氏 名	委員会	役職	HRNO	生徒名
会 長	和田・港	近藤 聖広			3313	ひより
副会長	東益津・大村	一圓 亜矢子	生活安全	委員長	3504	幸大
副会長	島田	松葉 真美	進 路	委員長	3633	美奈
副会長	西益津・岡部	阿部 順子	保 健	委員長	3402	麻里奈
副会長	校 長	遠山 一郎				
副会長	焼津・小川	山本 明美			2738	歩夢
監 査	豊田	塩澤 美幸	生活安全	副委員長	2611	周斗
監 査	藤枝・瀬戸谷	松永 沙也佳	進 路	副委員長	2534	紗雪
監 査	青島・青島北	三宅 裕子	保 健	副委員長	2537	理央

書記(兼任)	西益津・岡部	阿部 順子				
会計(兼任)	東益津・大村	一圓 亜矢子				
顧 問	県高P連 名誉顧問	小山 全司	平成23年度 本校P T A会長			

教職員役員

役職名		氏 名	委員会
P T A評議員	副校長	松本 一真	役員会
P T A評議員	教 頭	石上 雅崇	役員会
P T A評議員	事務長	金嶋 晃子	役員会
P T A評議員	総務課長	長谷川 拓也	役員会

教職員委員会担当

役職名		氏 名	委員会
委員会顧問	生徒課長	大代 茂雄	生活安全
委員会顧問	進路課長	矢迫 雄一	進 路
委員会顧問	保健課長	松永 一成	保 健

第2号議案

令和8年度PTA地区役員（案）

No	地区名	役名	委員会		役員氏名	HRNO	生徒名
1	焼津・小川	地区長	評議員会	進路	青木 奈々重	3101	風太
2	焼津・小川	副地区長	評議員会	保健	長谷川 奈美	2233	奈桜
3	東益津・大村	地区長	評議員会	進路	藁科 裕基	3540	優希菜
4	東益津・大村	副地区長	評議員会	保健	森 祐介	2735	太一
5	豊田	地区長	評議員会	進路	岡坂 美由紀	3710	吏仁
6	豊田	副地区長	評議員会	保健	柳本 景子	2636	将吾
7	大富	地区長	評議員会	進路	戸崎 優子	3419	詩乃
8	大富	副地区長	評議員会	保健	大橋 幸子	2512	智浩
9	和田・港	地区長	評議員会	進路	小幡 進矢	3611	穂高
10	和田・港	副地区長	評議員会	保健	名木 亜紀子	2726	優斗
11	大井川・榛原	地区長	評議員会	進路	原田 明日佳	3732	蒼太
12	大井川・榛原	副地区長	評議員会	保健	若月 直毅	2441	凜々愛
13	藤枝・瀬戸谷	地区長	評議員会	進路	小野 延子	3407	愛菜
14	藤枝・瀬戸谷	副地区長	評議員会	生活安全	中山 敦	2625	安
15	西益津・岡部	地区長	評議員会	進路	海老名 美幸	3107	杏
16	西益津・岡部	副地区長	評議員会	生活安全	山内 阿依子	2140	美春
17	葉梨・広幡	地区長	評議員会	進路	塚本 友紀	3624	集也
18	葉梨・広幡	副地区長	評議員会	生活安全	山本 江利奈	2141	優月
19	高洲・大洲	地区長	評議員会	進路	小西 貴美子	3412	つぐみ
20	高洲・大洲	副地区長	評議員会	生活安全	中村 和佳子	2427	星那
21	青島・青島北	地区長	評議員会	進路	望月 順子	3637	玲
22	青島・青島北	副地区長	評議員会	生活安全	田中 やよい	2525	奏多
23	島田	地区長	評議員会	進路	渡辺 文美	3539	瑛太
24	島田	副地区長	評議員会	生活安全	瀧口 隆子	2721	歩希

令和8年度 P T A事業計画

- 1 P T A役員会 4月22日(水) 4月28日(火) 3月中旬
P T A評議員会 4月28日(火)

- 2 P T A総会 5月19日(火)
(学級懇談会、3年：保護者進路説明会、1年：部活動説明会)

- 3 P T A委員会
(1) 進路委員会
 - ・勉強合宿(2年)(任意見学) 7月27日(月)～30日(木)
 - ・大学模擬授業(1、2年)(任意見学) 12月10日(木)
 - ・保護者進路説明会(2年) 2月8日(月)
- (2) 生活安全委員会
 - ・校外交通指導 6月、9月、10月、11月
- (3) 保健委員会
 - ・環境美化活動 5月25日(月)、10月16日(金)
 - ・薬学講座(任意参加) 11月9日(月)
 - ・学校保健委員会(任意出席) 2月予定
- 4 P T A職業講話(1年) 2月15日(月)
- 5 P T A役員会、研修会
P T A役員会 年3回実施予定(4月2回、3月)
P T A研修会
 - ・静岡県公立高等学校P T A連絡協議会総会・研修会(6月2日(火) ホテルグランヒルズ静岡)
 - ・東海地区高等学校P T A連合会大会愛知大会(6月17日(水) 刈谷市民ホール)
 - ・志太・榛原地区公立高等学校P T A指導者研修会(7月2日(木) 島田市プラザおおるり)
 - ・全国高等学校P T A連合会全国大会大分大会(8月20日(木)～21日(金) 別府市)
- 6 P T A学習支援、進路指導支援、部活動支援事業
 - ・学習支援事業(土曜補講、豊友館学習支援事業、勉強合宿への支援等)
 - ・進路指導支援事業(校外模試、進路面談支援等)
 - ・野球部(5月9日(土))・サッカー部(6月13日(土))の定期戦支援(対焼津水産)
 - ・合唱部オペラ公演支援(6月14日(日))
 - ・部活動における全国・東海・県・地区大会への参加旅費の助成
 - ・各部活動の備品の購入支援
 - ・備品の購入および施設設備支援
 - ・夏の野球応援車両代助成
 - ・部活動の外部指導者への支援
(女子テニス・吹奏楽・茶道・華道・合唱・書道の各部)
 - ・週休日に及び長期休業中における部活動の引率旅費の助成

令和8年度静岡県立焼津中央高等学校PTA会計収支予算書

収入総額	24,176,000円
支出総額	24,176,000円
差引残額	0円

1 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引残額 (A)-(B)	摘 要
1 会費	20,210,000	20,222,000	△ 12,000	月額2,000円×12月×840人、教職員会費
2 入会金	1,435,000	1,484,000	△ 49,000	入会時納入金5,000円×287人
3 雑収入	239,443	406,263	△ 166,820	模試等試験会場費等
4 繰越金	2,291,557	1,047,737	1,243,820	前年度より繰越
計	24,176,000	23,160,000	1,016,000	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差引残額 (A)-(B)	摘 要
1 会務費	3,640,000	3,480,000	160,000	
(1) 給料	2,600,000	2,600,000	0	職員給料
(2) 会議費	15,000	15,000	0	役員会議費
(3) 旅費	345,000	195,000	150,000	役員出張旅費
(4) 需用費	200,000	200,000	0	文具、消耗品等
(5) 通信運搬費	30,000	30,000	0	連絡用郵券代
(6) 使用料賃借料	20,000	20,000	0	職員執務室光熱水費
(7) 負担金	210,000	200,000	10,000	高P連会費負担金、大会参加費等
(8) 事業費	200,000	200,000	0	PTA会員保険料
(9) 慶弔費	20,000	20,000	0	香典
2 課外活動後援費	9,450,000	9,050,000	400,000	
(1) 課外活動振興費	7,700,000	7,300,000	400,000	東海全国大会生徒旅費、高体連高文連負担金等
(2) 旅費	1,750,000	1,750,000	0	生徒引率旅費
3 教育振興費	3,300,000	3,400,000	△ 100,000	
(1) 教育活動推進費	300,000	300,000	0	心の健康ニュース、スクールカウンセラー報酬費
(2) 奨励費	770,000	100,000	670,000	支援費、皆勤賞等
(3) 旅費	230,000	200,000	30,000	職員旅費
(4) 研究助成費	200,000	200,000	0	各種教育研究団体負担金、書籍代等
(5) 環境整備費	1,300,000	1,600,000	△ 300,000	修繕、ごみ運搬費等
(6) 備品購入費	500,000	1,000,000	△ 500,000	部活動等備品
4 進路指導費	4,510,000	4,980,000	△ 470,000	
(1) 進路対策費	1,980,000	2,200,000	△ 220,000	進路関係資料、書籍代等
(2) 指導費	2,250,000	2,500,000	△ 250,000	時間外指導費等
(3) 事務費	250,000	250,000	0	複写機使用料等
(4) 通信運搬費	30,000	30,000	0	資料配送料等
5 図書費	1,820,000	2,000,000	△ 180,000	
(1) 図書費	1,620,000	1,800,000	△ 180,000	図書館蔵書用書籍、生徒用雑誌、新聞代
(2) 事務費	200,000	200,000	0	図書館用情報サービス使用料等
6 支払手数料	180,000	150,000	30,000	口座振替手数料、振込手数料等
7 予備費	1,276,000	100,000	1,176,000	
計	24,176,000	23,160,000	1,016,000	

*科目間の流用を認める

3 積立金会計

区 分	金 額	摘 要
令和7年度末現在額	9,577,932	
令和8年度増減額(予定)	19,480	
令和8年度末残高(予定)	9,597,412	

静岡県立焼津中央高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立焼津中央高等学校PTAと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県焼津市小土157番地の1静岡県立焼津中央高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、生徒の健全な成長のために、保護者と教職員とが協力して、学校、家庭及び地域における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、生徒の校外における生活の指導、学校及び地域における教育環境の改善、充実に努めるため会員相互の学習その他必要な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域の教育振興に関する事業
- (2) 教育環境の整備充実にに関する事業
- (3) 生徒会活動、部活動等の振興に関する事業
- (4) 図書及び図書室の充実にに関する事業
- (5) 生徒の学力向上及び進路実現に関する事業
- (6) 生徒の健康管理及び体力充実にに関する事業
- (7) 生徒、会員の親睦及び福利厚生に関する事業
- (8) 会員の研修に関する事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、静岡県立焼津中央高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒の保護者及び本校の教職員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 生徒の保護者で本会の会員になろうとするものは、役員会で別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払うものとする。

(任意退会)

第8条 生徒の保護者である会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の会則その他の規則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者又は本校の教職員でなくなったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業報告書及び収支決算書の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、役員会又はこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監査委員の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、役員を選任する議案を決議するに際し、候補者の合計数が第19条に定める定数の枠内の場合には、候補者を一括して第1項の決議を行うことができる。
- 5 やむを得ず総会に出席できない会員は、他の出席する会員を代理人として、議決の委任をすることができる。この場合において、第1項から第4項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した役員（ただし、監査委員を除く。）のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人
- (3) 監査委員 3人
- (4) 書記、会計 各1人
- (5) 教職員役員 4人

- 2 前項第2号に定める副会長のうち1人は、校長若しくはその職務を代理する者を以てこれに充て、業務執行役とする。

- 3 第1項第4号に定める書記、会計は、副会長の兼務とし、会長がこれを委嘱する。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び前条第2項に定める者を除く副会長及び監査委員は、役員会の決議によって選定する。

(役員職務及び権限)

第21条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長及び副会長を除く役員はこの会則で定めるところにより、その業務を執行する。

(監査委員の職務及び権限)

第22条 監査委員は、監査委員を除く役員職務の執行を監査し、総会及び評議員会において監査報告を行う。

(役員任期)

第23条 役員任期は、各1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。

第6章 機関

(構成)

第26条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、監査委員、書記、会計及び、教職員役員をもって構成する。

(権限)

第27条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 監査委員を除く役員の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他役員会で決議するものとしてこの会則で定められた事項の承認

(招集)

第28条 役員会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。

(決議)

第29条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された議案について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定については、これを出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 役員会の議事については、議事録を作成する。

2 会長及び出席した役員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会等)

第31条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 委員会

2 評議員会は、各地区会が選出する地区長、副地区長及び、教職員若干名と役員会をもって構成し、役員会で決定された事項等の報告を受ける。

3 評議員は、評議員会において、役員会で決定された事項等について意見を述べることができる。

4 委員会は、委員長、副委員長、地区委員をもって構成し、次の委員会を置く。

- (1) 進路委員会
- (2) 生活安全委員会
- (3) 保健委員会

5 前項に規定するもののほか、本会の事業遂行のため必要があるときは、役員会の決議を経て他の委員会を置くことができる。

6 委員の選定その他委員会の運営に関する事項は、役員会で別に定める。

(専門委員会)

第32条 専門的な事項について調査研究の必要があるときは、本会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、役員会の承認を経て会長が委嘱した委員により組織される。

3 専門委員は、要請により役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。
(事務局)

第33条 本会に事務局を置く。

2 事務局員の選定その他事務局の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、役員会の承認を受けた上で、当該年度の総会の開催前に評議員会に報告をしなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に提出し、その内容を報告するとともに、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査委員の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 前項で承認を受けた事業報告及び決算は、当該年度の総会の開催前に評議員会に報告をしなければならない

3 第1項で承認を受けた書類は、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

第10章 雑則

(委任)

第38条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年5月16日から施行する。

2 この会則の施行前に議決のあった平成25年度の事業計画書及び収支予算書については、この会則の規定にかかわらず、平成25年度の事業計画書及び収支予算書とする。

3 第6条及び第7条の規定にかかわらず、平成25年度の会員の資格の取得及び会費については、なお従前の例による。

4 静岡県立焼津中央高等学校PTA規約(昭和38年4月22日制定)は廃止する。

静岡県立焼津中央高等学校PTA会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、静岡県立焼津中央高等学校PTA(以下「本会」という。)会則第38条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに会費の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 会則第6条の申込みは、入会申込書(様式第1号)を本会に提出することによって行う。

(会員名簿)

第3条 入会した者は、入会年月日、会員の氏名、住所及びその他必要事項を会員名簿(様式第3号)に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

第4条 会則第7条に規定する経費の額は、保護者、教職員の別に応じ、別表に掲げるとおりとする。

2 会員のうち、静岡県立焼津中央高等学校(以下「本校」という。)に在学する生徒が2人以上の保護者にあつては、前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した会員は、入会した日の属する月から会費を納めなければならない。

4 本校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者である会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

5 経済的理由により支援を求める会員には、会長と学校長が協議をしたうえ、本会事業や学校行事の参加費の一部を本会が支援する。

6 本会が生徒の教育活動や学校行事に関連する支援に要した経費については、会員でない保護者に対し、実費負担を求めるものとする。

第5条 会員は、毎事業年度の会費として役員会で別に定める方法により、会費を役員会で別に定める日までに納入しなければならない。

(退会手続)

第6条 会則第8条の退会届は様式第2号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。会則第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

第7条 会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

2 会員が事業年度の途中で退会又は会員資格を喪失した場合において、その日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、当該未納の会費を納入しなければならない。

3 本校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者である会員に既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

(規則の変更)

第8条 この規則は、役員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会費の額の変更については、総会の決議を要する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この改正は平成26年4月1日から施行する。

この改正は令和3年4月1日から施行する。

この規則の施行の際現に改正前の規則の規定及び様式により提出されている入会申込書等は、改正後の規則の相当する規定及び様式により提出された入会申込書等とみなす。

この改正は令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 入会申込書

私は、貴 PTA の会員として入会したいので申し込みます。

入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）

令和 年 月 日

〒
住 所
氏 名（保護者名）
生徒名

受検番号

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 会長 様

氏名（保護者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

様式第2号（第6条関係）

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 退会届

私は、貴 PTA を退会したいので届け出ます。

退会予定期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〒
住 所
氏 名（保護者名）
生徒名

生徒番号

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 会長 様

氏名（保護者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

様式第3号（第3条関係）

静岡県立焼津中央高等学校 PTA 会員名簿

入会 年月日	会 員 名		住 所	退 会 年月日	摘 要
	氏 名	生徒名			
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	

（注） 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

別表（第4条関係）

経費区分	経 費 負 担 額	
	会員（保護者）	会員（教職員）
入会時納入金	5,000 円	—
会 費	月額 2,000 円 ×年間 12 回	全教職員で年額 50,000 円

静岡県立焼津中央高等学校PTA学習支援事業実施要項

(名 称)

第1条 本事業は、静岡県立焼津中央高等学校（以下「本校」という）PTAが主催し、事業の名称を「静岡県立焼津中央高等学校PTA学習支援事業」と称し、進路委員会が推進する。

(目 的)

第2条 本事業は、本校生徒一人ひとりの学力向上に関する諸業務を実施することにより、生徒の進路希望の実現を支援することを目的とする。

(事業内容)

第3条 PTA会長は、前条の目的を達成するために次の事業の立案をし、実施に当たっては、校長に協力を依頼する。

- (1) 週休日及び休日の補講等各種学習指導
- (2) 早朝や夜間、勉強合宿等における勤務時間外の補講や学習指導
- (3) 校外模試・各種検定の指導及び監督
- (4) 自主学習の支援
- (5) その他会長が必要と認めた事業

(委 嘱)

第4条 本事業は、主にPTA会長が委嘱した本校教職員等が行う。

(補講等を行なう教職員の服務)

第5条 委嘱された本校の教職員及び臨時雇用の職員は、必要に応じて、静岡県教育委員会にそれぞれ兼職兼業許可申請又は営利企業等従事許可申請をし、許可を受けるものとする。

2 委嘱された本校の教職員は、本事業を勤務時間外に行うものとする。

(会場等)

第6条 本事業を実施する場所は、PTA会長が校長と協議して決定する。

2 会場として、本校校舎を使用する場合は、PTA会長が学校開放施設等利用申請書を提出し、許可を受ける。

(会計等)

第7条 本事業の会計は、原則として受益者負担とする。一人当たりの生徒負担額は別途定める。

2 本事業に関する諸経費は、原則として本会計から支出する。

(報酬・手当)

第8条 本事業に従事した場合の報酬・手当については別途定める。

(傷害保険等)

第9条 万が一、生徒に事故が生じた場合は、財団法人静岡県安全振興会給付規定を適用する。

2 講師等に事故が生じた場合に備え、適切な傷害保険に加入することとする。

(納 税)

第10条 本事業による収入は課税対象所得として、所得税法に基づき納税するものとする。

2 所得税法上、確定申告が必要な場合、所得者本人が申告するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の運営に必要な事項は、PTA会長が校長と協議し、別に定める。

2 本要項の改正についても、PTA会長が校長と審議し、総会にて報告し、承認を得る。

付 則

この要項は、平成16年4月24日から施行する。

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

静岡県立焼津中央高等学校PTA地区役員規程

第1条 地区役員は、PTA地区割りの基準表による地区在住の会員から選出する。

第2条 地区役員の人数は以下のとおりとする。任期は1年とし、再任を認める。

- (1) 地区長 1人
- (2) 副地区長 1人

第3条 地区役員は、評議員会の評議員と、委員会の地区委員の役を担う。

第4条 地区役員は、入学式当日に選出する。

第5条 PTA地区割りの基準は、下表のとおりとする。なお、表外の区に属する場合は、最寄りの区に属するものとみなす。

No.	地区名	中学校区
A	焼津・小川	焼津、小川
B	東益津・大村	東益津、大村、静岡市以東
C	豊田	豊田
D	大富	大富
E	和田・港	和田、港
F	大井川・榛原	大井川、吉田、牧之原市、御前崎市内
G	藤枝・瀬戸谷	藤枝、瀬戸谷
H	西益津・岡部	西益津、岡部
I	葉梨・広幡	葉梨、広幡
J	高洲・大洲	高洲、大洲
K	青島・青島北	青島、青島北
L	島田	島田市内、川根本町内、菊川市内、掛川市内

第6条 地区割りの変更については、役員会と評議員会の提案により、PTA総会で決定する。

附則

この規程は、令和6年5月15日から施行する。静岡県立焼津中央高等学校PTA地区会規程は廃止する。

静岡県立焼津中央高等学校PTA委員会規程

第1章 委員会の設置と機能

第1条 PTA会則により、次の委員会を設置する。

- (1) 進路委員会
- (2) 生活安全委員会
- (3) 保健委員会

第2条 PTA会則により、必要に応じてその他の委員会を設置することができる。

第3条 各委員会は、各委員長が招集する。その機能はPTA会則により、次のとおりとする。

- (1) 事業案の作成と執行
- (2) 総会、評議員会並びに本部役員会から委嘱された事業の執行

第2章 委員会の構成

第4条 委員会は、委員長、副委員長、地区委員で構成する。

第5条 各地区の地区委員の人数は、次のとおりとする。

- (1) 進路委員 全地区の3年生会員（12名）
- (2) 生活安全委員 藤枝市、島田市以西の2年生会員（6名）
- (3) 保健委員 焼津市、静岡市以东の2年生会員（6名）

第6条 地区長、副地区長は、地区委員を兼務することができる。

第3章 委員会の役員

第7条 各委員会には、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

第8条 各委員会の委員長及び副委員長は、本部役員が兼務し会長がこれを委嘱する。

第4章 委員会の事業

第9条 各委員会は、年度当初に委員会を開き当該年度の事業内容を計画する。

附 則

この規定は、平成16年4月24日から施行する。

平成18年5月16日、本規定を改定し施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

この規程は、令和6年5月15日から施行する。

静岡県立焼津中央高等学校 P T A 役員の選出要領

1 P T A 役員の選出について

- (1) 保護者から選出する役員は、会長 1 人、副会長 4 人、監査 3 人の 8 人とする。
(新 2 年 4 人、新 3 年 4 人)
- (2) 新 2 年生の役員の任期は 2 年間とする。
- (3) 新 2 年生の役員の中から互選により次年度の会長候補を選出する。

2 役員選出割当表 ○：選出割当地区 →：継続地区

		R6	R7	R8	R9	R10	R11
A	焼津・小川	→		○	→		○
B	東益津・大村		○	→		○	→
C	豊田	→		○	→		○
D	大富	○	→		○	→	
E	和田・港		○	→		○	→
F	大井川・榛原	○	→		○	→	
G	藤枝・瀬戸谷	→		○	→		○
H	西益津・岡部		○	→		○	→
I	葉梨・広幡	○	→		○	→	
J	高洲・大洲	○	→		○	→	
K	青島・青島北	→		○	→		○
L	島田		○	→		○	→

3 新 2 年役員の選出に当たっての留意事項 (前年度 2 月までに選出)

- (1) 役員選出に先立って、入学式で全地区の現 1 年生の保護者から候補者を募る。立候補があった場合、当該地区の評議員が立候補者を役員として選出する。当年度、役員選出が不要となった表の下位の選出割当地区は、選出割当を翌年度に繰り越すものとする。
- (2) 選出割当地区の現 1 年生の保護者から 1 人を選出する。また、役員就任後に欠員が生じた時のために、補欠も併せて選出する。(立候補者を優先)
- (3) 立候補者がいない場合は、地区全員の中から選出する。
- (4) 最初からくじ引きでの選出は避ける。
- (5) 個人の事情をどのように判断するかは、各地区にお任せする。ただし、個人や家庭の情報を他人に話したくない方もいらっしゃることに配慮する。
- (6) 特別な事情がある方は、事前に学校へ相談するようにしていただく。

4 役員の構成

- 会 長 1 人(新 3 年)
 副会長 5 人(新 3 年から 3 人、新 2 年から 1 人、校長)
 監 査 3 人(新 2 年から 3 人)
 書記・会計 各 1 人・・・会長の委嘱により副会長が兼務する。
 ※ 役員は、委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

5 P T A 役員の主な活動内容

- ◎ P T A 役員会(必要に応じて開催)
- ◎ P T A 活動全般にわたっての活動
 - ① P T A 評議員会(通常年 2 回)の主催
 - ⑤ P T A 会費等の監査
 - ② P T A 総会(通常年 1 回)の主催
 - ⑥ P T A 職業講話の主催
 - ③ 各委員会活動等の企画、運営、総括
 - ⑦ その他…規約の改正等
 - ④ 学校行事の来賓としての活動
- ◎ 各種 P T A 研修会や大会(全国・東海・県・志太榛原)への参加、発表活動

静岡県立焼津中央高等学校PTA個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、静岡県立焼津中央高等学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本会事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、本会会員の権利利益を保護することを目的とする。

(適用除外)

第2条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、適用しない。

(定義)

第3条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(管理者)

第4条 本会において保有する個人情報の管理者は、会長とする。

(取得の方法)

第5条 管理者は、個人情報を取得するときは、法第17条及び第18条の規定に基づき、適正に取得しなければならない。

(利用目的)

第6条 取得した個人情報は、次に掲げる目的のため、これを利用することができる。

- (1) 会員名簿、委員会名簿その他の本会の運営に必要な名簿の作成
- (2) 総会、役員会その他の会議において使用する資料の作成
- (3) 文書の送付
- (4) 会費の徴収事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会で必要と認めるもの

(保管等)

第7条 管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該個人情報を適正に保管しなければならない。

2 管理者は、保有する個人情報を利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去し、又は廃棄しなければならない。

(第三者提供の制限等)

第8条 管理者は、法第23条第1項に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

2 管理者は、保有する個人情報を第三者に提供したときは、法第25条第1項の規定により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 管理者は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、法第26条第3項の規定により、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(開示)

第9条 管理者は、本人又は個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）第11条に規定する代理人（以下「代理人」という。）から保有する個人情報に係る開示請求があったときは、法第28条の規定

により、開示しなければならない。

2 前項に規定する開示請求に係る様式は、様式第1号によるものとする。

(訂正)

第10条 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る訂正請求があったときは、法第29条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正を行わなければならない。

2 前項に規定する訂正請求に係る様式は、様式第2号によるものとする。

(利用停止)

第11条 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る利用停止請求があり、その請求に理由があることが判明したときは、法第30条の規定により、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止を行わなければならない。

2 前項に規定する利用停止請求に係る様式は、様式第3号によるものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第2号（第10条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

静岡県立焼津中央高等学校PTA会長 様

郵便番号
住所又は居所

訂正請求者

氏 名

次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先 請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。		

- (注) 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。
 2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が訂正請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
 3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。
 4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、保有特定個人情報の本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

様式第3号（第11条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

静岡県立焼津中央高等学校PTA会長 様

郵便番号
利用停止請求者 住所又は居所
氏 名

次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先 請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。		

- (注) 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。
 2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が利用停止請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
 3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。
 4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、保有特定個人情報の本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、委任状及び印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

令和8年度 一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校

後援会総会次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

第1号議案 令和7年度事業報告(案)並びに貸借対照表及び正味財産増減
計算書(案)の承認について
(監査報告)

第2号議案 令和8年度理事及び監事の選任(案)について

報告事項 令和8年度事業計画及び固定資産の購入並びに予算について

4 その他

5 閉会

第1号議案

令和7年度事業報告並びに収支決算の承認について

事業報告

定款第4条の規定による教育活動の後援及び環境整備のため、相当と認める主な事業として次の事業を実施した。

1	教育活動・部活動の後援	145千円
2	教育環境の整備	4,903千円
3	豊友館維持管理	5,540千円

事業報告の附属明細書

豊友館維持管理のうち固定資産購入

1	什器備品	
	○空調更新工事	3,531千円
2	建物付属設備	
	○LAN設備工事	184千円

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	4,921,274	1,775,102	3,146,172
普通預金	4,821,274	1,675,102	3,146,172
定期預金	100,000	100,000	0
前払金	0	38,500	-38,500
流動資産合計	4,921,274	1,813,602	3,107,672
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	7,405,295	5,157,405	2,247,890
土地	29,889,065	29,889,065	0
有価証券	50,000	50,000	0
建物附属設備	3,288,380	3,412,599	-124,219
ソフトウェア	420,933	0	420,933
大規模事業積立金	21,632,766	31,305,176	-9,672,410
その他固定資産合計	62,686,440	69,814,246	-7,127,806
固定資産合計	62,686,440	69,814,246	-7,127,806
資産の部合計	67,607,714	71,627,848	-4,020,134
II 負債の部			
1. 流動負債			
2. 固定負債			
負債の部合計			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	67,607,714	71,627,848	-4,020,134
正味財産の部合計	67,607,714	71,627,848	-4,020,134
負債及び正味財産合計	67,607,714	71,627,848	-4,020,134

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	静岡県立焼津中央高等学校後援会		合計
	法人会計	事業会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000		1,000
基本財産受取配当金	1,000		1,000
受取会費	5,733,083		5,733,083
正会員受取会費	5,733,083		5,733,083
雑収益	7,696		7,696
受取利息	7,696		7,696
経常収益計	5,741,779		5,741,779
(2) 経常費用			
事業費		8,841,140	8,841,140
通信運搬費		381,842	381,842
消耗什器備品費		4,783,900	4,783,900
消耗品費		96,360	96,360
修繕費		123,200	123,200
光熱水料費		890,773	890,773
賃借料		174,000	174,000
保険料		234,480	234,480
委託費		374,550	374,550
雑費		9,625	9,625
支払手数料(事)		50,000	50,000
減価償却費		1,722,410	1,722,410
管理費	920,773		920,773
旅費交通費	26,000		26,000
地代家賃(管)	38,500		38,500
通信運搬費	2,200		2,200
減価償却費	60,386		60,386
消耗品費	2,640		2,640
修繕費	16,720		16,720
保険料	33,480		33,480
委託費	148,500		148,500
租税公課	490,290		490,290
支払手数料	66,000		66,000
雑費	36,057		36,057
経常費用計	920,773	8,841,140	9,761,913
評価損益等調整前当期経常増減額	4,821,006	-8,841,140	-4,020,134
評価損益等計			
当期経常増減額	4,821,006	-8,841,140	-4,020,134
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
税引前当期一般正味財産増減額	4,821,006	-8,841,140	-4,020,134
当期一般正味財産増減額	4,821,006	-8,841,140	-4,020,134
一般正味財産期首残高	55,938,601	15,689,247	71,627,848
一般正味財産期末残高	60,759,607	6,848,107	67,607,714
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			

(単位：円)

科目	静岡県立焼津中央高等学校後援会		合計
収益計			
(2) 費用			
費用計			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
Ⅲ 正味財産期末残高	60,759,607	6,848,107	67,607,714

財産目録(令和8年3月31日現在)

資産総額 67,607,714 円 (A)+(B)

(1) 基本財産 100,000 円 (A)

基本金 100,000 円 (単位:円)

種類	預入先	金額	利率	現在額	摘要
定期預金	しずおか焼津信用金庫	100,000	0.250	100,000	元金100千円

(2) 運用財産 67,507,714 円 (B)={(C)+(D)+(E)+(F)}

ア 固定資産 41,003,674 円 (C)={(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)}

(ア) 土地 29,889,065 円 (単位:円)

用途	位置	面積	取得年月日	評価額	摘要
教職員住宅敷地	焼津市大住967-8	199.76㎡	昭和43年8月30日	7,297,442	更地
同上	同上 967-14	4.80㎡	同上	175,349	同上
駐車場用地	焼津市小土道東153番4外	775.58㎡	平成22年7月29日	17,139,176	駐車場
同上	焼津市小土道東152番	207.46㎡	同上	5,277,098	同上
計		1187.60㎡		29,889,065	

注 平成24年度移行認可時の時価

(イ) 車両運搬具 1 円 (単位:円)

用途	位置	数量	取得年月日	評価額	摘要
軽自動車	焼津市小土157-1	1台	平成8年7月22日	1	

(ウ) 什器備品 7,405,295 円 (単位:円)

用途	位置	数量	取得年月日	評価額	摘要(減価償却)
グランドピアノ	〃	1台	平成26年2月14日	1	
中古楽器	〃	1式	平成27年12月15日	8	
ベースクラリネット	〃	1台	平成27年12月15日	1	
パルトンサクソフォン	〃	1台	平成29年1月11日	1	
フルダブルホルン	〃	1台	平成29年1月11日	1	
中古コントラバスクラリネット	〃	1台	平成29年7月7日	1	
コンサートベダルハープ	〃	1式	平成30年2月23日	1	
202研修室空調	〃	1台	令和5年9月20日	487,845	事業費 143,286
事務室空調	〃	1台	令和6年6月12日	576,869	事業費 138,848
同窓会室空調	〃	1台	令和6年6月12日	977,405	事業費 235,254
205研修室空調	〃	1台	令和6年6月12日	944,724	事業費 227,388
302研修室空調	〃	1台	令和6年6月12日	944,724	事業費 227,388
2階指導員室空調	〃	1台	令和6年6月12日	204,450	事業費 49,210
ノートパソコン	〃	1台	令和7年7月4日	131,381	管理費 30,319
201研修室空調	〃	1台	令和7年8月7日	1,045,961	事業費 131,039
203研修室空調	〃	1台	令和7年8月7日	1,045,961	事業費 131,039
204研修室空調	〃	1台	令和7年8月7日	1,045,961	事業費 131,039
計				7,405,295	

(エ) 建物付属設備 3,288,380 円 (単位:円)

用途	位置	数量	取得年月日	評価額	摘要(減価償却)
火災報知設備受信機	〃	1式	令和5年7月28日	721,875	事業費 137,500
汚水ポンプ設備	〃	1式	令和6年7月5日	1,349,725	事業費 102,443
無線LAN	〃	1式	令和6年12月25日	1,038,224	事業費 62,832
無線LAN	〃	1式	令和7年10月24日	178,556	事業費 5,144
計				3,288,380	

(オ) 無形固定資産 420,933 円 (単位:円)

用途	位置	数量	取得年月日	評価額	摘要(減価償却)
ソフトウェア	〃	1式	令和7年12月16日	420,933	管理費 30,067

注(イ)~(オ) 評価額は、定額法による減価償却後の価格

イ 普通預金 4,821,274 円 (D) 後援会会計繰越金

ウ 積立金 21,632,766 円 (E)

(ア) 定期預金 21,632,766 円 (単位:円)

種類	預入先	金額	利率	現在額	摘要
定期預金	しずおか焼津信用金庫	21,632,766	0.250	21,632,766	大規模補修積立金

エ 有価証券 50,000 円 (F) (単位:円)

銘柄	数量	券面金額	利率又配当金	取得年月日	購入価格	摘要
しずおか焼津信用金庫	1	40,000		昭和39年3月31日	40,000	配当金は普通預金(0148201)へ繰入
出資証券	1	10,000		昭和39年1月31日	10,000	
計	2	50,000	配当金1,000		50,000	

第2号議案

令和8年度理事及び監事の選任(案)について

役職名	氏名	備考
理事	松島 和久	同窓会副会長
同上	中野 弘道	同窓会長
同上	近藤 聖広	新任 PTA会長
同上	佐久間 三津代	同窓会
同上	河合 一也	同窓会
同上	阿部 順子	新任 PTA副会長
同上	一圓 亜矢子	新任 PTA副会長
監事	八木 信行	同窓会
同上	松葉 真美	新任 PTA副会長

報告事項

令和8年度事業計画及び固定資産の購入並びに予算について

事業計画

- 1 教育活動・部活動の後援
- 2 教育環境の整備
- 3 校内樹木維持管理
- 4 豊友館維持管理

固定資産購入

- 1 豊友館空調更新工事

正味財産予算内訳表

令和 8年 4月 1日

(単位:円)

科 目	静岡県立焼津中央高等学校後援会		合 計
	事業会計	法人会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益		1,000	1,000
基本財産受取配当金		1,000	1,000
受取会費		5,620,000	5,620,000
正会員受取会費		5,620,000	5,620,000
雑収益		403	403
受取利息		403	403
経常収益計		5,621,403	5,621,403
(2) 経常費用			
事業費	4,744,000		4,744,000
旅費交通費	100,000		100,000
通信運搬費	150,000		150,000
消耗什器備品費	600,000		600,000
消耗品費	100,000		100,000
修繕費	1,019,000		1,019,000
光熱水料費	919,000		919,000
賃借料	627,000		627,000
保険料	240,000		240,000
委託費	939,000		939,000
雑費	50,000		50,000
管理費	14,000	2,763,476	2,777,476
旅費交通費		30,000	30,000
通信運搬費		5,000	5,000
減価償却費		1,651,476	1,651,476
修繕費		290,000	290,000
保険料		40,000	40,000
委託費		150,000	150,000
租税公課		500,000	500,000
支払手数料	14,000	87,000	101,000
雑費		10,000	10,000
経常費用計	4,758,000	2,763,476	7,521,476
評価損益等調整前当期経常増減額	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073
評価損益等計			
当期経常増減額	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073
税引前当期一般正味財産増減額	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073
当期一般正味財産増減額	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	-4,758,000	2,857,927	-1,900,073

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県焼津市小土に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県立焼津中央高等学校の教育活動の後援及び教育環境整備に関する事業を行い、この学校の教育の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) この学校の教育活動の後援に関する事業
- (2) この学校の環境整備に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この学校に在学する生徒の保護者又はこの学校の卒業生で、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 前号に掲げる者以外のもので、この法人の目的に賛同して入会した者又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、理事会において別に定めるところにより、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) この学校に在学する生徒の保護者でなくなったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない

ない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上11人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 第2項の副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
(剰余金の扱い)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は新村清重、副会長は中野弘道、横山宏とする。

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会（以下「この法人」という。）定款第5条から第10条までの規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 定款第6条の申込みは、入会申込書（様式第1号）をこの法人に提出することによって行う。

(会員名簿)

第3条 入会した者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第2号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

第4条 定款第7条に規定する経費の負担は、会費7,000円（年額）とする。

2 正会員のうち、この学校に在学する生徒が2人以上ある保護者にあつては、会費は前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した正会員は、入会した月から会費を納めなければならない。この場合において、第1項の会費の額を12で除して得た額（以下「月割額」という。）に入会した月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納入するものとする。

4 この学校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者である正会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

5 特別の理由により経費負担が困難な正会員にあつては、理事会の決議により会費を減免することができる。

(会費等の納入)

第5条 正会員は、毎事業年度の会費として理事会で別に定める方法により、理事会で別に定める日までに納入しなければならない。

第6条 賛助会員から寄附等の申し出があつた場合については、その都度納入する。

(退会手続)

第7条 定款第8条の退会届は様式第3号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。定款第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

第8条 正会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、月割額に当該期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を返還するものとする。

2 正会員が事業年度の途中で会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、月割額に当該期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納入しなければならない。

3 この学校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者である正会員に既納の会費があるときは、月割額に当該期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を返還するものとする。

（規則の変更）

第9条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の会費の額の変更については、総会の決議を要する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

1 この改正は令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定及び様式により提出されている入会申込書等は、改正後の規則の相当する規定及び様式により提出された入会申込書等とみなす。

様式第1号（第2条関係）

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会入会申込書

私は、貴後援会の正会員（賛助会員）として入会したいので申し込みます。

入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）

令和 年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者名）

生徒名

生徒番号

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様

氏名（法人にあっては、その代表者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

様式第2号（第3条関係）

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会員名簿

会員 種別	入会 年月日	会 員 名		住所又は所在地	退会 年月日	摘要
		氏名（法人名・代表者名）	生徒名			
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

(注) 1 会員種別は、正会員、賛助会員の区別を記入する。

2 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

様式第3号（第7条関係）

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会退会届	
私は、貴後援会を退会したいので届け出ます。	
退会予定期日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	
	〒
	住所
	氏名（法人名・代表者名）
	生徒名 生徒番号
一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様	

氏名（法人にあっては、その代表者名）は署名（自筆による記入）又は記名押印のいずれかとする。

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会会計処理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会（以下「本会」という。）における会計事務処理に当たり、本会定款の規定に基づき、本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

2 この規程に定める以外の事項は、法令及び定款に定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本会の会計は法令、定款及びこの規程に定めるところによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 本会の収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに区分して表示するものとする。

2 収益事業等は、「収益事業」と「その他の事業（共益事業を含む。）」に区分し、さらに必要に応じ事業の内容等により区分するものとする。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、定款第31条に定める事業年度に従い、毎年4月1日から3月31日とする。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 固定資産台帳

イ その他必要な補助簿

2 会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成することとする。

(会計責任者)

第8条 会計責任者は事務局長とする。

2 事務局長には学校長をあて、会長が委嘱する。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 財務諸表 10年

(貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）)

(2) 会計帳簿 10年

(3) 収支予算書、収支計算書 10年

(4) 振替伝票、証拠書類 10年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予 算

(目的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第11条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。

(予算の執行)

第12条 予算の執行に当たっては、会長の委任を受けて会計責任者が行うものとする。

2 予算執行に係る証拠書類の決裁は会長が行うものとする。ただし、収入及び総会において議決されている事業費（固定資産の購入に係るものを除く。）の支出については、会計責任者が専決できるものとする。

(予算の流用)

第13条 予算の執行に当たり、中科目相互間の資金の流用を行う必要が生じた場合は、予め会長の承認を得るものとする。

(予算の補正)

第14条 予算の補正を必要とするときは、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第15条 この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第16条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(収納)

第17条 金銭を収納したときは、領収書を発行し、これに基づき収入伝票を作成し、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融機関への振込による収納の場合は、原則として領収書を発行しないものとする。

(支払)

第18条 金銭の支払を行う場合は、請求書その他取引を証する書類に基づいて支払伝票を作成し、会計責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、原則として金融機関への振込によることとする。ただし、少額の支払いその他これによりがたい場合には、現金払いによることができる。

(預金及び公印管理)

第19条 預金の名義人は、会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(金銭の過不足)

第20条 金銭に過不足が生じたときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固 定 資 産

(定義)

第21条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第22条 固定資産の取得価額は、次のとおりとする。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
 - (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
 - (3) 交換に係るものは、その交換に対して提供した資産の価額
 - (4) 贈与に係るものは、そのときの適正な評価額
- (固定資産の購入)

第23条 固定資産の購入は、総会の承認及び会長の決裁を受けなければならない。ただし、100万円未満の固定資産の購入については、会計責任者に専決するものとする。

(固定資産の修理、改良)

第24条 固定資産の性質の向上又は耐用年数を延長するための修理、改良等に要した費用は、これを資産価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を回復するために要した費用は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(減価償却)

第26条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法または定率法によりこれを行う。

(登記及び付保)

第27条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、火災等により損害のおそれのある固定資産については、適正額の損害保険を付さなければならない。

第7章 決 算

(計算書類の作成)

第28条 本会は、毎事業年度終了後、速やかに財務諸表、財産目録、附属明細書を作成し、監事の監査及び総会の承認を得て、事業報告書その他法令で定める書類とともに行政庁に報告しなければならない。

※公益目的支出計画実施期間中は、実施報告書の添付書類として貸借対照表、損益計算書等の提出が必要となるが、計画終了後の提出は不要。

第8章 雑 則

(改廃)

第29条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本会事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、本会会員の権利利益を保護することを目的とする。

(適用除外)

第2条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、適用しない。

(定義)

第3条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(管理者)

第4条 本会において保有する個人情報の管理者は、会長とする。

(取得の方法)

第5条 管理者は、個人情報を取得するときは、法第17条及び第18条の規定に基づき、適正に取得しなければならない。

(利用目的)

第6条 取得した個人情報は、次に掲げる目的のため、これを利用することができる。

- (1) 会員名簿、委員会名簿その他の本会の運営に必要な名簿の作成
- (2) 総会、理事会その他の会議において使用する資料の作成
- (3) 文書の送付
- (4) 会費の徴収事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会で必要と認めるもの

(保管等)

第7条 管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該個人情報を適正に保管しなければならない。

2 管理者は、保有する個人情報を利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去し、又は廃棄しなければならない。

(第三者提供の制限等)

第8条 管理者は、法第23条第1項に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

2 管理者は、保有する個人情報を第三者に提供したときは、法第25条第1項の規定により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 管理者は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、法第26条第3項の規定により、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(開示)

第9条 管理者は、本人又は個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）第11条に規定する代理人（以下「代理人」という。）から保有する個人情報に係る開示請求があったときは、法第28条の規定

により、開示しなければならない。

2 前項に規定する開示請求に係る様式は、様式第1号によるものとする。

(訂正)

第10条 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る訂正請求があったときは、法第29条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正を行わなければならない。

2 前項に規定する訂正請求に係る様式は、様式第2号によるものとする。

(利用停止)

第11条 管理者は、本人又は代理人から保有する個人情報に係る利用停止請求があり、その請求に理由があることが判明したときは、法第30条の規定により、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく利用停止を行わなければならない。

2 前項に規定する利用停止請求に係る様式は、様式第3号によるものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第2号（第10条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様

郵便番号
住所又は居所

訂正請求者

氏 名

次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 （法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載）	代理人の種別	1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先 （請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。）		

（注）1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。

2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該訂正請求者が訂正請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。

4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

様式第3号（第11条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

一般社団法人静岡県立焼津中央高等学校後援会長 様

郵便番号
利用停止請求者 住所又は居所
氏 名

次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人の状況等 法定代理人又は委任による代理人が請求する場合のみ記載	代理人の種別 1 <input type="checkbox"/> 法定代理人（本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 2 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
	本人の氏名
	本人の住所又は居所
連絡先 請求内容について照会することがありますので、電話番号等を記載してください。	

- (注) 1 のある欄は、該当する項目のに印を付してください。
 2 請求の際には、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該利用停止請求者が利用停止請求者本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
 3 法定代理人が請求する場合には、上記2に加え、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を職員に提示し、又は提出してください。
 4 任意代理人が請求する場合には、上記2に加え、本人が記名押印した委任状及び本人の印鑑登録証明書を提出してください。ただし、管理者が認める場合には、印鑑登録証明書の提出は省略することができます。

以下の欄には記入しないでください。

請求者の身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の代理権の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の省略要件に該当 <input type="checkbox"/> 本人への委任意思の確認（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 対面）
備考	

令和8(2026)年度 年間行事予定表 (生徒用) 【確定版】

43 静岡県立焼津中央高等学校

授業日数 194日 (194, 194, 169)

4月		5月		6月		7月		8月		9月						
1水		1金	⑦ 水曜日課	1月	⑦ 眼科検診2年PM	LHR	1水	⑦	1土		1火	課題テスト+防災訓練	LHR防災訓練			
2木	新入生基礎力診断テスト アカウント設定	2土		2火	⑥ AM胸部レントゲン撮影(1年・職員)		2木	⑦	2日		2水	⑦ 40分授業 面接週間				
3金		3日	憲法記念日	3水	⑥		3金	⑥	3月	夏期補講B(3年)	3木	⑦ 40分授業 面接週間	CH			
4土		4月	みどりの日	4木	文化祭準備	LHR	4土		4火	夏期補講B(3年)	4金	⑥ 40分授業 面接週間				
5日		5火	こどもの日	5金	文化祭(校内発表)	LHR	5日	第1回英検2次	5水	夏期補講B(3年)	5土		【補】			
6月		6水	振替休日 吹奏楽部定期演奏会	6土	文化祭(一般公開)	LHR	6月	期末テスト	6木	夏期補講B(3年) 中学生1日体験入学	6日					
7火	午前:着任式 始業式 認証式 午後:入学式	7木	⑦	7日			7火	期末テスト	7金	夏期補講B(3年) 再評価試験	7月	⑦ 40分授業 面接週間	LHR			
8水	対面式、課題テスト(2,3年) 部活動紹介、新入生オリエンテーション(交通安全教室、ClassPad説明会)(1年)	LHR1年5h2年3h 3年2h	8金	⑥ 尿検査③	8月	代休	8水	期末テスト	8土		8火	⑥ 40分授業 面接週間	特数			
9木	課題テスト(2,3年) HR役員選出、PM身体計測 写真撮影(1年)、異年齢セミナー90分(1年)	LHR1年4h 2・3年2h	9土		9火	⑥	9木	期末テスト	9日		9水					
10金	⑥ 時間割試行期間(~4/16まで) 尿検査①		10日		10水	⑦ 月曜日課	10金	⑥	10月		10木		CH			
11土		11月	⑦ 眼科検診1年PM	LHR	11木	⑦ ⑥⑦1年学部説明会	CH(1年2h 2,3年1h)	11土		11火	山の日	11金	⑥ 3年ベネッセマーク模試 英語			
12日		12火	⑥	特英	12金	⑥		12日		12水	(休暇取得促進日)	12土	ベネッセマーク模試3年			
13月	⑦ 部活動仮登録(1年) ④携帯安全教室	LHR1年2h 2・3年1h	13水	⑦	13土	オペラ公演リハーサル	【補】	13月	⑦ 読書週間(~23日)	LHR立会演説会	13木	(休暇取得促進日)				
14火	⑥ 一斉専門委員会		14木	⑦ 歯科検診3年AM	CH	14日	オペラ公演	14火	⑥	特英	14金	(休暇取得促進日)				
15水	⑦ 心電図・貧血検査1年AM		15金	⑥	15月	⑦ 耳鼻科検診1年2・3年抽出者AM	CH進路の手引き	15水	④ 50分水①②③④		15土		特英			
16木	⑦	CH	16土		16火	⑥	特数	16木	④ 50分水③④⑤⑥		16日					
17金	⑥ 部活動本登録(1年)		17日		17水	⑦		17金	⑥		17月	夏期補講C(3年)	CH			
18土			18月	中間テスト	18木	⑦ 歯科検診1年AM	CH	18土		【補】	18火	夏期補講C(3年)	⑥ 月曜日課(LHRなし)			
19日			19火	中間テスト 午後:PTA総会 3年保護者進路説明会	CH(2h3年)	19金	⑥	19日			19水	夏期補講C(3年)	【補】			
20月	⑦ 45分授業 面接週間 眼科検診3年PM	CH	20水	中間テスト テスト後:CH	CH	20土		【補】	20月	海の日	20木	夏期補講C(3年)				
21火	⑥ 45分授業 面接週間	特数	21木	球技大会+LHR	LHR2h	21日			21火	④ 50分水③④⑤⑥	21金	夏期補講C(3年)	敬老の日			
22水	⑦ 45分授業 面接週間 内科検診3年PM・尿検査②		22金	⑥ 3年進研共通テスト模試 情報		22月	⑦	LHR(1,2年) CH(3年)	22水	④ 50分水⑤⑥⑦CH	22土	GTEC検定版(3年)	国民の休日			
23木	⑦ 45分授業 面接週間 歯科検診2年AM	LHR生徒総会	23土	進研共通テスト模試(3年)		23火	⑥	特英	23木	④ 50分水①②③LHR学年集会	LHR学年集会	23日	全統記述模試1・2年希望者 全統記述模試3年	23水	秋分の日	
24金	⑥ 45分授業 面接週間 GSP説明会 1年保護者会(学校)		24日			24水	⑦ 内科検診2年PM		24金	大掃除 認証式 終業式 成績不振者指導 スパイラルアップセミナー(3年)	LHR	24月	夏期補講D(3年)	24木	⑦ 1年文理選択説明会・進路講演会	CH
25土			25月	⑦	LHR環境美化	25木	⑦	CH	25土			25火	夏期補講D(3年)	25金	⑥	
26日			26火	⑥	特数	26金	⑥		26日	全統マーク模試3年(公開)		26水	夏期補講D(3年)	26土		
27月	HRDay	LHR	27月	⑦ 内科検診1年PM・尿検査予備		27土	進研記述模試(全学年)		27月	夏期補講(1,2年) 夏期補講A(3年) 勉強合宿(2年) 面接週間		27木	夏期補講D(3年)	27日		
28火	⑥		28木	⑦ 40分授業①~⑥CHゼミ内発表会(120分)	CH2h	28日			28火	夏期補講(1,2年) 夏期補講A(3年) 勉強合宿(2年) 面接週間		28金		28月	⑦ 体育祭結団式	LHR結団式
29水	昭和の日		29金	⑥		29月	⑦	LHR(1,2年) CH(3年)	29水	夏期補講(1,2年) 夏期補講A(3年) 勉強合宿(2年) 面接週間		29土		29火	⑥	特数
30木	⑦	LHR防災訓練	30土			30火	⑥	特数	30木	夏期補講(1,2年) 夏期補講A(3年) 勉強合宿(2年) 面接週間		30日		30水	体育祭 (雨天の場合は水曜日課)	
			31日			31金			31月	夏期補講(1,2年) 夏期補講A(3年) 面接週間		31日	始業式 LHR+課題テスト	LHR		
面接週間 図書館リネーション PTA役員会 令和9年度教育実習申込み期間(4/7~5/28)			学校評議員会 教育実習 5/22~6/11(3週間) 熱中症セミナー SC		卒業指導2回 公開授業週間(6/15~6/19) 授業アンケート(6/29~7/23) SC		面接週間 就学支援金申請 第1回思春期セミナー ビブリオバトル(希望者) カウンセリングセミナー第1回(7/24PM)		消防設備点検(鳴動) 電気工作物点検(停電) BritishHills英語研修(8/19~8/21) GlobalStudiesProgram(8/17~8/21) イギリス研修(8/18~8/22) 離島研修 SC		面接週間 SC					
凡例 【成】成績会議 【補】土曜補講 【職】職員会議 【分】分掌会議 【選】運営委員会 【学】学年会議																

10月			11月			12月			1月			2月			3月				
1木	体育祭予備日①木曜日課		1日			1火	⑧ 40分日課+CH2h	CH(1,2年)2h	1金	元日		1月	⑥ 3年家庭学習日(～2/25) 2次対策補講(～2/22,3年)[教]		1月	卒業式	LHR(3年)		
2金	体育祭予備日② (9/30体育祭実施の場合水曜日課) (10/1体育祭実施の場合木曜日課) (今年度体育祭中止の場合月曜日課)		2月		2年LHR	2水	⑦		2土	年末年始の休業日		2火	⑥	特英(1,2年)	2火	答案返却 清掃・会場準備			
3土	第2回英検1次	【補】	3火	文化の日		3木	⑥		3日	年末年始の休業日		3水	⑦		3水	家庭学習日			
4日	全統記述模試3年		4水	⑦		4金	⑥		4月	共通テスト直前演習Ⅱ		4木	⑦	CH(1,2年)	4木	家庭学習日			
5月	⑦	LHR生徒総会	5木	⑦	CH	5土		【補】	5火	共通テスト直前演習Ⅱ		5金	⑥	2年ベネッセ共テ模試 情報	5金	家庭学習日			
6火	⑥	特英	6金	⑥	火曜日課	6日			6水	PM始業式 課題テスト(1,2年)平常授業(3年)		6土	⑥	ベネッセ共テ模試2年	6土				
7水	⑦		7土			7月	⑦	LHR	7木	課題テスト・授業(1,2年) 平常授業(3年)	CH(1,2年)	7日			7日				
8木	⑦	⑥⑦2年科目選択説明会	8日		第2回英検2次	8火	⑥	特数	8金	⑥	再評価試験(1,2年)	8月	⑦	⑦保護者進路説明会(2年)	2年進路説明会	8月	答案返却		
9金	⑥		9月	⑦	⑦薬学講座	9水	⑦	LHR薬学講座	9土		【補1・2年】	9火	⑥		特数(1,2年)	9火	家庭学習日		
10土			10火	⑥		10木	⑦	45分木①②③④大学模擬授業1・2年	10日			10水	⑧	40分日課+CH2h	CH(1,2年)2h	10水	生徒会行事	LHR(1,2年)	
11日		ベネッセ記述模試3年	11水	⑦		11金	⑥		11月	成人の日		11木	⑥	建国記念の日		11木	CH2hLHR2h	CH(1,2年)2h LHR(1,2年)2h 写真撮影	
12月		スポーツの日	12木	⑦	CH	12土			12火	⑥	月曜日課	12金	⑥	木曜日課 登校日(3年)	LHR(3年)	12金	家庭学習日		
13火	⑥	特数	13金	⑥		13日			13水	⑦		13土		【補1・2年】	13土				
14水		中間テスト	14土		【補】	14月	⑦	LHR	14木	⑦	CH(1,2年)	14日			14日				
15木		中間テスト	15日		全統プレ3年(公開)	15火	④	45分火①②③④ 面接週間	15金	⑥	1,2年平日課 3年授業①②③学年集会	LHR3年1h 学年集会	15月	⑦	1年職業講話	LHR(1,2年) 1年職業講話	15月	学び基礎(スタディサポート)+CH	CH(1,2年)
16金		中間テスト [テスト後 環境美化活動] 3年共テ英語	16土	⑦	LHR環境美化	16水	④	50分水①②③④ 面接週間	16土		大学入学共通テスト① 進研記述模試1・2年		16火	⑥		特英(1,2年)	16火	学び基礎(スタディサポート)	LHR(1年)
17土		学校公開日 (月曜日課を基本とする特別日課)	17火		期末テスト(2年) 学び基礎(GTEC(2年))	17木	④	50分水⑤⑥⑦木⑥ 面接週間	17日		大学入学共通テスト②		17水	⑦			17水	CH4h(全体発表)	CH(1,2年)4h
18日		全統マーク模試3年	18水		期末テスト(2年) 学び基礎(GTEC(2年))	18金	④	50分金③④⑤⑥ 面接週間	18月	⑦	共通テスト自己採点(3年)	LHR(1・2年) ビブリオバトル①	18木	⑦	CH(1,2年)	18木	CH+学年集会 卒業生報告会(2年)	CH1年1h CH2年2h卒業生 報告会 LHR(1,2年)学年 集会	
19月			19木		期末テスト(2年) 学び基礎(GTEC(2年))	19土		共通テスト演習Ⅰ	19火	⑥	特別時間割開始(～1/29,3年)	特英(1,2年)	19金	⑥			19金	大掃除 終業式	LHR(1,2年)
20火	⑥	特英	20金		期末テスト(2年) 学び基礎(GTEC(2年)) 修学旅行結団式(2年)	20日		共通テスト演習Ⅰ	20水	⑦			20土				20土		
21水	⑦		21土			21月	④	50分月④⑤⑥ 学年集会 冬期補講(3年) 面接週間 再評価試験(3年) 面接週間 終業式 大掃除 成績不振者指導 スパイラルアップセミナー(2年) 冬期補講(3年)面接週間	21日	⑧	40分日課+CH2h(中間発表)	CH(1,2年)2h	21火				21日	春分の日	
22木	⑦	CH	22日			22火		LHR	22金	⑥			22月		学年末テスト		22月	振替休日	
23金	⑥		23水		勤労感謝の日 修学旅行(2年)	23木		冬期補講(3年)	23土		第3回英検1次	【補1・2年】	23火		天皇誕生日		23火		
24土		【補】	24火		期末テスト(1,3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年)	24木		冬期補講(3年)	24日				24水		学年末テスト 《志願変更受付》(～2/25)		24水		
25日		全統記述模試1・2年希望者	25水		期末テスト(1,3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年)	25金		冬期補講(3年)	25月	⑦	LHR(1・2年) ビブリオバトル②		25木		学年末テスト 式場準備(1年)		25木		
26月		⑦	26土		期末テスト(1,3年) 学び基礎(GTEC(1年)) 修学旅行(2年)	26日		東進マーク模試3年希望者	26火	⑥	特数(1,2年)		26金		学年末テスト 卒業式予行	LHR(3年)	26金		
27火	⑥	特数	27金		期末テスト(1年) 学び基礎(GTEC(1年)) 代休(2年) 家庭学習日(3年)	27日			27水	⑦			27土				27土		
28水	⑦		28土			28月			28日	⑦	CH(1,2年)		28火		第3回英検2次		28日		
29木	⑥		29火			29日		年末年始の休業日	29金	⑥			29月				29月	離任式 T-navi確定処理	
30金	⑧	40分日課+CH2h 3年ベネッセマーク模試 英語	30月	⑦		30水		年末年始の休業日	30土		全統記述模試1・2年希望者		30日				30火		
31土		進研記述模試1・2年 ベネッセマーク模試3年	31日			31木		年末年始の休業日	31日				31水				31水		
SC			地震防災地域連絡会議 学校評価(11/6～11/27) (自己評価,アンケート(保護者・生徒・職員)) 授業アンケート(11/16～12/17) SC			面接週間 PTA役員会 GTEC Speaking(1,2年) カウンセリングセミナー第2回(12/22PM) SC			面接週間(3年) 高校入試前放送点検(鳴動) 学校保健委員会 SC			学校評議員会 SC 部活動登録			PTA役員会 転編入試験 進路検討会(2年) 消防設備点検(鳴動) カウンセリングセミナー第3回(3/19PM)				

生徒課より

1 本年度の生徒指導の重点目標

(1) 遅刻の減少

- ・始業遅刻者一日平均2人以下 [R7:6.7人 R6:5.2人 R5:5.7人]
- ・通院、体調不良等連絡、理由のない遅刻者年間20人以下 [R7:66人 R6:55人 R5:23人]

(2) 制服の正しい着用

- ・旧制服最後の世代「誇りを持って本校の制服を着用する」
- ・新制服に向けて 新校則作りと旧校則の見直し

(3) 部活動・生徒会活動の活性化

- ・「中央祭」の成功
- ・部活動の充実 部活動数、加入方法の見直し
- ・部活動参加率100%
- ・委員会活動の活発化

(4) 交通事故0を目指す

- ・交通マナー遵守の意識の高揚
- ・時差登校の実施 [交通事故件数 R7:20件(被害16加害4) R6:12件(被害9加害3) R5:17件]
- ・自転車安全カード(イエローカード)一時停止・並進の数の減少(20枚以内)
- ・自転車安全カード累積3枚の生徒に対する特別指導の実施 [R7:61枚(一旦停止:26 並進:23 右側:4 携帯:3等) R6:115枚 R5:61枚]

(5) 規律ある集団生活の実現

- ・式典、集会等における礼法を身につける
- ・場に応じた挨拶の励行

2 学校生活の近況報告

(1) 生活支援

- ・時差登校支援実施中 「“朝活”のすすめ」
1年8:05 2年8:10 3年8:15(本年度も8:10)朝学習ができる雰囲気づくり。
各学年部による見回り 風紀委員による呼びかけとデジタルチェック日々報告。
→4月当初は守られている。5月以降も続けられるように促したい。
学校周辺に駐停車する送迎がまだ見られる。
- ・4月の交通事故ゼロ 近年では初めて 青色切符の影響で安全運転意識の広まりか
→一昨年一時停止違反による大事故、交差点での車との接触あり。
運転の不慣れでの転倒が毎年あるが、今年はなし。
- ・服装(旧制服最終年→誇りを持つ 新制服に誇りが持てる校風作り)
- ・スマートフォンの校内での規定遵守(学校休業日・放課後、屋外のみ連絡ツールとして使用可能)
- ・朝校内外での先生方の時差登校支援、校外交通指導により、挨拶の活性化が見られる。

(2) 部活動(令和7年度 活動実績:東海等ブロック大会以上)

部活動	大会名	結果
自然科学部	日本学生科学賞	内閣総理大臣賞
	ぎふ未来社会共創プロジェクト探究アワード	地球環境保全部門 優秀賞
書道班	日本動物学会全国大会	出場
	「宇野雪村賞」全国書道展	個人 新温泉町長賞
陸上競技部	東海高等学校陸上競技対校選手権大会	女子三段跳 第11位
	東海高等学校新人陸上競技選手権大会	女子400mH 出場
	しずおか市町対抗駅伝	吉田町代表、牧之原市代表2名
弓道部	東海高等学校総合体育大会弓道競技	男子個人出場 女子個人第3位、第5位 男子団体出場 女子団体出場
	全国高等学校総合体育大会弓道競技大会	男子団体ベスト16
	国民スポーツ大会「わたしSHIGA輝(国スポ2025)」弓道競技	少年男子の部 出場 少年女子の部 遠的第8位、近的第6位
	東海ブロック大会	少年男子の部 第2位 少年女子の部 第1位
	東海高等学校弓道選抜大会	男子個人 第3位、出場
卓球部	全国高等学校弓道選抜大会	男子個人 出場
	東海卓球選手権大会	女子ジュニアの部出場
レスリング部	JOCジュニアオリンピック大会	U20 男子フリースタイル 86kg級、130kg級 出場
	全国高校生グレコローマン選手権大会	男子 グレコローマン 80kg級、92kg級、125kg級 出場
	全国高等学校総合体育大会レスリング競技	男子 フリースタイル 92kg級、125kg級 出場
	全国高等学校選抜レスリング大会東海地区予選会	男子フリースタイル51kg級、60kg級、65kg級 出場 92kg級 第2位
	JOCジュニアオリンピック大会予選会東海北信越地区大会	U17 男子グレコローマン 51kg級、65kg級 第2位 92kg級 第1位
外部活動	全国高等学校選抜スポーツライミング選手権大会	出場
	全日本ユース(U-16)水球競技選手権大会	出場

高校生としての規範意識を持ち充実した学校生活を送るために、本校は下記の規定で生徒指導を行っています。つきましては、学校・家庭の密なる連携の下に健やかな成長ができますよう、御理解と御協力をお願いします。

生徒指導規定

<指導基準>

- 1 交通に関する行為
 - (ア) 免許取得禁止
 - (イ) 無免許運転・同乗
 - (ウ) その他 — 交通法規に反する行為
- 2 法律に触れる行為
 - (ア) 飲酒・喫煙
 - (イ) 窃盗（万引き）
 - (ウ) 違法薬物・類似薬物、シンナー等の所持および使用
 - (エ) パチンコ店など立入が禁止されている店舗への出入り
 - (オ) 凶器などの所持
(人を傷つける目的で持ち込まれた物品の所持および使用)
 - (カ) 他人を脅迫、金品を強要・搾取
 - (キ) その他 — 法律に触れる行為
- 3 学習活動に関する行為
 - (ア) テスト不正行為（小テスト含む）
 - (イ) 授業を妨害、教師の尊厳を侵す行為
 - (ウ) 正当な理由なく授業を欠席すること
 - (エ) その他 — 学習活動として適正でない行為
- 4 学校生活にかかわる行為
 - (ア) 頭髪・服装規定に違反
 - (イ) 暴力・いじめ行為
 - (ウ) 規定以外での携帯電話の使用
 - (エ) 携帯電話など情報端末を使用しての個人への誹謗中傷、学校への信用失墜行為
 - (オ) アルバイトの禁止(但し、家庭の事情等により許可する場合あり)
 - (カ) 学校教育活動の場を利用した選挙活動の禁止
 - (キ) その他 — 高校生としてふさわしくない行為

<指導措置>

- ・指導方法、内容については職員会議を行い校長が決定する
- ・学校教育法施行規則第 26 条による 退学・停学・訓告等
- ・本校の指導 退学、家庭謹慎・登校謹慎、訓戒

受験結果(過去3年間推移)

		令和7年度			令和6年度			令和5年度			
		受験	合格	合格率	受験	合格	合格率	受験	合格	合格率	
国公立大学	一般	251	116	46.2%	295	161	54.6%	223	137	61.4%	
	推薦	77	29	37.7%	48	24	50.0%	65	41	63.1%	
	総合型/AO	13	5	38.5%	12	6	50.0%	5	2	40.0%	
	合計	341	150	44.0%	355	191	53.8%	293	180	61.4%	
私立大学	一般	509	284	55.8%	694	432	62.2%	587	400	68.1%	
	共テ/センター	337	213	63.2%	270	159	58.9%	230	167	72.6%	
	推薦	指定校	11	11	100.0%	4	4	100.0%	10	10	100.0%
		一般	16	11	68.8%	1	1	100.0%	12	11	91.7%
	総合/自推	27	19	70.4%	12	12	100.0%	9	6	66.7%	
	合計	900	538	59.8%	981	608	62.0%	848	594	70.0%	
大学校等	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	推薦	2	2	100.0%	-	-	-	-	-	-	
	合計	2	2	100.0%	-	-	-	-	-	-	
国公立短大	一般	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%	
	共テ/センター	-	-	-	1	1	100.0%	-	-	-	
	推薦	-	-	-	-	-	-	2	1	50.0%	
	総合/自推	-	-	-	1	1	100.0%	-	-	-	
	合計	2	2	100.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%	
私立短大	一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	共テ/センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	推薦	指定校	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一般	-	-	-	-	-	-	-	-	
	総合/自推	-	-	-	1	1	100.0%	-	-	-	
	合計	-	-	-	1	1	100.0%	-	-	-	
専門学校	一般	1	1	100.0%	-	-	-	15	14	93.3%	
	推薦	指定校	-	-	-	-	-	-	-	-	
		一般	4	4	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	総合/自推	-	-	-	10	9	90.0%	2	2	100.0%	
	合計	5	5	100.0%	11	10	90.9%	18	17	94.4%	
公務員	-	-	-	2	2	100.0%	-	-	-		
民間	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-		
全体計	1251	698	55.8%	1354	815	60.2%	1163	794	68.3%		

※ 「センター＋一般」は「センター」に含めた
「給費生」入試は一般に含めた

令和7年度大学別合格状況一覧 ()内は既卒生

国公立大学	合格	入学
北海道大	1	1
秋田大	2	1
福島大	2	2
茨城大	3	2
宇都宮大	3	3
群馬大	1	1
埼玉大	2	1
千葉大	2(1)	2(1)
東京芸大	1	1
東京農工大	1	1
新潟大	1	1
富山大	1	1
金沢大	1	1
福井大	2	2
山梨大	7	7
信州大	2	2
岐阜大	2	2
静岡大	27(1)	27(1)
浜松医大	3	3
愛知教育大	3	2
名古屋工大	2	2
三重大	3	3
京都工芸繊維大学	1(1)	1(1)
大阪大	1	1
神戸大	1(1)	1(1)
奈良教育大	1	1
鳥取大	1	1
島根大	1	1
岡山大	2	2
広島大	4	4
九州大	1	1
大分大	1	1
琉球大学	1(1)	0
秋田県立大	1	0
高崎経大	7	5
埼玉県立大	1	1
東京都立大	1	1
神奈川保福大	1	1
横浜市立大	1	1
福井県立大	3	2
山梨県立大	2	2
都留文科大	4	4
長野大	4	3
長野県立大	1	1
静岡文化芸大	7	7
静岡県立大	15	15
愛知県立大	1	1
愛知県立芸大	1	1
名古屋市立大	1	1
滋賀県立大	1	0
京都府立大	2	2
兵庫県立大	1	0
島根県立大	2	2
新見公立大	1	1
岡山県立大	1	1
尾道市立大	1	1
広島市立大	1	1
周南公立大	4	2
下関市立大	1	1
長崎県立大	1	1
名桜大	1	1
国公立計	155(5)	141(4)

私立大学	合格	入学
常磐大	1	0
流通経済大	1	0
駿河台大	1	0
文教大	4	0
川村学園女子大	1	1
神田外語大	2	1
千葉工大	8	2
帝京平成大	1	1
青山学院大	1	1
亜細亜大	1	0
桜美林大	1	0
杏林大	1	0
国立音大	1	0
国学院大	1	0
国士舘大	1	1
駒澤大	5	1
芝浦工大	1	0
順天堂大	12	4
女子美大	1	1
成城大	1	0
専修大	19	3
大正大	1	0
拓殖大	7	0
中央大	7	4
帝京大	1	1
東海大	11	2
東京経大	1	0
東京電機大	1	0
東京農大	2	1
東京理大	2	1
東洋大	5	1
日本大	15	4
日本体育大	1	1
法政大	6	3
明治大	4	2
明治学院大	3	2
立教大	2	1
早稲田大	1	1
神奈川大	8	1
鎌倉女子大	1	1
関東学院大	1	0
横浜薬大	1	1
金沢工大	6	2
山梨学院大	1	0
岐阜女子大	1	1
岐阜医療科学大	3	0
静岡産業大	2	1
静岡理工科大	26	5
聖隷クリスト大	10	2
常葉大	156	25
静岡英和学院大	1	0
静岡福祉大	3	2
愛知大	14	3
愛知学院大	10	3
愛知工業大	4	0
愛知淑徳大	7	2
金城学院大	2	1
大同大	1	0
中京大	11	2
中部大	13	2
名古屋外大	2	0
名古屋芸大	1	1

私立大学	合格	入学
名古屋造形大	1	0
南山大	7	2
藤田医大	2	2
名城大	28	2
鈴鹿医療科学大	7	2
京都産業大	9	1
京都女子大	1	1
京都精華大	2	1
京都橘大	3	0
同志社大	5	1
立命館大	21	2
龍谷大	14	2
大阪医薬大	2	0
大阪音大	1	0
大阪工大	1	0
大阪体育大	1	1
関西大	3	0
関西外大	1	0
近畿大	7	2
関西学院大	1	0
天理大	1	1
私立計	538	115

大学校	合格	入学
防衛医科大学校	1	1
水産大学校	1	0
大学校	2	1

短期大学	合格	入学
静岡県大短大部	2	2
短期大学	2	2

専門学校	合格	入学
静岡済生会看護	1	0
理容・美容系	1	1
栄養調理系	1	1
看護系	4	1
デザイン系	2	1
法律・公務員系	1	1
専門学校	10	5

就職・他	人数
就職	1
進学準備	14
就職・他	15

令和8年度の進路指導計画

[]内は教職員対象

月	学年共通	1年生	2年生	3年生
4	進路希望調査 学習実態調査 豊友館自主学習開始 二者面談	スタディーサポート 進路適性検査(R-CAP) [スタディーサポート報告会] 1年部保護者会	[スタディーサポート報告会] 探究活動	[スタディーサポート報告会] [新旧担任情報交換会] 探究活動
5	土曜補講開始 探究活動発表			平日補講開始 保護者進路説明会
6	進路の手引読み合わせ	静岡大学全学部説明会	小論文模試	大学入学共通テスト模試 志望理由書添削 小論文模試 小論文講演会
7	学習実態調査 前期夏期補講 三者面談 オープンキャンパス	進研総合学力テスト	小論文講演会 進研総合学力テスト 勉強合宿	[進路検討会①] 進研総合学力記述模試 大学入試共通テスト出願準備 学力向上セミナー 夏期補講 全統共通テスト模試(公開)
8	オープンキャンパス ブリティッシュヒルズ グローバルスタディーズプログラム		インタビューシップ(企業訪問)	夏期補講 全統記述模試 GTEC(オフィシャル)
9	進路希望調査 学習実態調査 二者面談 [推薦会議]	お仕事体験 文理選択説明会 (保護者進路説明会)		大学入学共通テスト模試
10		進研総合学力テスト	科目選択説明会 (保護者進路説明会) 進研総合学力テスト	大学入試共通テスト出願 ベネッセ・駿台記述模試 全統記述模試 全統共通テスト模試 進研共通テスト模試
11		学びの基礎診断(GTEC)	学びの基礎診断(GTEC)	[進路検討会②] 全統共通テスト模試(公開)
12	三者面談	学びの基礎診断(GTEC) 大学模擬授業	大学模擬授業 学力向上セミナー	大学入学共通テスト直前演習 冬期補講
1	[推薦会議]	進研総合学力テスト 探究活動	進研総合学力テスト 探究活動	大学入学共通テスト直前演習 大学入学共通テスト①② 自己採点 [進路検討会③] 国公立大出願 国公立大2次対策補講
2		探究活動	大学入学共通テスト模試 探究活動 保護者進路説明会	国公立大2次対策補講 国公立大前期試験
3		スタディーサポート 探究活動	大学入学共通テスト模試 スタディーサポート 探究活動 卒業生と語る会	国公立大中期試験 国公立大後期試験

令和8年度 模擬試験 及び 外部検定試験 日程表

	模 擬 試 験 名		日 程	結果閲覧可能日	対 象	受 験 科 目	備 考
1 年 生	ベネッセ総合学力テスト7月	記述	6月27日	8月7日	全員	国語・数学・英語	
	ベネッセ総合学力テスト11月	記述	10月31日	11月28日	全員	国語・数学・英語	
	ベネッセ総合学力テスト1月	記述	1月16日	2月12日	全員	国語・数学・英語	
	第2回全統記述高1模試	記述	8月23日	9月30日	希望者	国語・数学・英語	
	第3回全統高1模試	記述	10月25日	12月1日	希望者	国語・数学・英語	
	第4回全統高1模試	記述	1月30日	2月26日	希望者	国語・数学・英語	
2 年 生	ベネッセ総合学力テスト7月	記述	6月27日	8月7日	全員	国語・数学・英語	
	ベネッセ総合学力テスト11月	記述	10月31日	11月28日	全員	5教科6科目	
	ベネッセ総合学力テスト1月	記述	1月16日	2月12日	全員	5教科6科目	
	大学入学共通テスト模試	マーク	2月7日	2月27日	全員	6教科8科目	ドッキング判定
	全統共通テスト高2模試	マーク	3月3, 4日 予定	3月下旬	全員	6教科8科目	
	第2回全統記述高2模試	記述	8月23日	9月30日	希望者	国語・数学・英語	
	第3回全統記述高2模試	記述	10月25日	12月1日	希望者	国語・数学・英語	
	第4回全統記述高2模試	記述	1月30日	2月26日	希望者	国語・数学・英語	
3 年 生	第1回全統共通テスト模試	マーク	5月3日 (公開会場)	5月29日	希望者	文Ⅰ・理系は6教科8科目 文Ⅱは3教科3科目以上	ドッキング判定
	第1回全統記述模試	記述	5月10日 (公開会場)	6月15日	希望者	文Ⅰ・理系は5教科6科目 文Ⅱは3教科3科目以上	
	大学入学共通テスト模試6月	マーク	5月23日	6月25日	全員	文Ⅰ・理系は6教科8科目 文Ⅱは3教科3科目以上	ドッキング判定 7月模試は6月マークと同じ科目を受験する
	総合学力記述模試7月	記述	6月27日	8月12日	全員	文Ⅰ・理系は5教科6科目 文Ⅱは3教科3科目以上	
	第2回全統共通テスト模試	マーク	7月26日 (公開会場)	9月7日	全員	文Ⅰ・理系は6教科8科目 文Ⅱは3教科3科目以上	I Cプレイヤー使用
	第2回全統記述模試	記述	8月23日	10月13日	全員	文Ⅰ・理系は5教科6科目 文Ⅱは3教科3科目以上	ドッキング判定
	第1回ベネッセ・駿台 大学入学共通テスト模試	マーク	9月12日	10月10日	共通テスト 受験者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	第2回記述とドッキング判定
	第2回ベネッセ・駿台 記述模試	記述	10月11日	11月6日	4大・短大 受験者	国公立受験者は3教科以上 私立・短大受験者は3教科	第3回マークとドッキング判定 検討会資料
	第3回全統記述模試	記述	10月4日	11月20日	4大・短大 受験者	国公立受験者は3教科以上 私立・短大受験者は3教科	ドッキング判定
	第3回全統共通テスト模試	マーク	10月18日	11月16日	共通テスト 受験者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	検討会資料
	第3回ベネッセ・駿台 大学入学共通テスト模試	マーク	10月31日	11月20日	共通テスト 受験者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	第2回記述とドッキング判定 検討会資料
	全統ブレ共通テスト	マーク	11月15日 (公開会場)	12月17日	共通テスト 受験者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	I Cプレイヤー使用
	東進共通テスト本番レベル模試	マーク	12月26日	1月6日	希望者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	
	共通テスト直前演習	マーク	12月19日 12月20日		共通テスト 受験者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	本番のシミュレーション自己採点
共通テスト直前演習Ⅱ	マーク	1月4日 1月5日		希望者	国公立受験者は6教科8科目 私立・短大受験者は3教科	本番のシミュレーション自己採点	

外部検定試験		日 程	結果閲覧可能日	備 考
GTEC「検定版」第2回検定	Adv.	8月22日		3年生、校内実施、4技能
実用英語技能検定 第2回検定	2/準2	10月3日		準会場B日程、2次11月8日(日)
実用英語技能検定 第3回検定	2/準2	1月23日		準会場B日程、2次2月28日(日)

令和8年度 諸会費等月別収納額一覽

1 年

2 年

3 年

振替日	入学式 (現金集金)	6月24日	9月24日	計	
	4月	6月	9月		
振替金額	54,350	79,450	69,400	203,200	
内 訳	学年費	38,950	27,050	24,000	90,000
	修学旅行積立金		35,000	35,000	70,000
	生徒会費	2,400	2,400	2,400	7,200
	PTA 入会時納入金	5,000			5,000
	PTA会費	8,000	8,000	8,000	24,000
	学校後援会費		7,000		7,000

4月24日	6月24日	9月24日	計
4月	6月	9月	
80,000	82,800	40,400	203,200
29,600	25,400	30,000	85,000
40,000	40,000		80,000
2,400	2,400	2,400	7,200
8,000	8,000	8,000	24,000
	7,000		7,000

4月24日	6月24日	9月24日	計
4月	6月	9月	
40,000	39,600	28,600	108,200
29,600	22,200	18,200	70,000
2,400	2,400	2,400	7,200
8,000	8,000	8,000	24,000
	7,000		7,000

※1年 4月(入学式)で別途入学科5,650円(現金集金)

◆職員名簿

番	職名	名前	前名	教科	部活	分掌	学年
1	校長	遠山	一郎	理科			管理職
2	副校長	松本	一真	英語			管理職
3	教務長	石金	雅崇	地歴公民	(男子テニス)		管理職務
4	教諭	佐々木	裕己	国語	男子テニス	進路・総合探究	33正
5	教諭	鈴木	礼子	○国語	報道(新聞)・女子バレーボール	生徒	11正
6	教諭	鈴木	美和	国語	バドミントン・芸術	○図書	24正
7	教諭	田村	聖	国語	男子テニス・レスリング	総務	1年
8	教諭	中上	純子	国語	報道(放送)・卓球	○図書	12正
9	教諭	山内	みづほ	国語	伝統探究(書道)・弓道	進路	34副
10	教諭	川島	健児	地歴公民	水泳	進路	○21副
11	教諭	平井	誠也	地歴公民	サッカー	生徒	36正
12	教諭	福與	敏也	地歴公民	(野球)	総務	○12副
13	教諭	牧野	友裕	地歴公民	野球・報道	進路・総合探究	2年
14	教諭	村田	直也	地歴公民	伝統探究(茶道)・剣道	研修※4	21正
15	教諭	望月	万聖	○地歴公民	サッカー・吹奏楽	進路・総合探究※1	33副
16	教諭	大小	澤健	数学・情報	水泳(男子バレーボール)	教務	22正
17	教諭	澤口	将志	数学	バドミントン	○情報	17正
18	教諭	杉山	清隆	数学	男子バレーボール(野球)	生徒	15正
19	教諭	鈴木	則央	数学	陸上競技	保健	13副
20	教諭	永野	真澄	数学	卓球	進路	31副
21	教諭	本間	久貴	○数学	女子バスケットボール	進路※2	○32副
22	教諭	宮本	祐希	数学	伝統探究(将棋)バスケットボール	教務(情報)	25副
23	教諭	齋藤	司貴	○数学	男子バスケットボール・合唱	○教務	27正
24	教諭	東友	貴	理科(物理)	バドミントン・文化生活探究	研修	26正
25	教諭	松井	太朗	理科(物理)	野球	教務(情報)	34正
26	教諭	本宮	裕平	理科(物理)	女子テニス	進路	25正
27	教諭	本矢	追雄	○理科(生物)	剣道・自然科学	教務	17副
28	教諭	大代	茂雄	保健体育	吹奏楽	進路	37正
29	教諭	長谷川	拓也	保健体育	バドミントン	教務	35正
30	教諭	松永	一成	○保健体育	弓道	進路・総合探究	16正
31	教諭	八木	武史	○保健体育	自然科学	○進路	3年
32	教諭	山本	ほのか	保健体育	野球	○生徒	22副
33	教諭	増野	真佐美	○芸術(音楽)	レスリング	○総務	11副
34	教諭	赤石	池学	英語	サッカー	○保健	35副
35	教諭	川川	恵佳	英語	男子バスケットボール・合唱	生	23副
36	教諭	漆畑	祐佳	英語	女子バレーボール	生徒	32正
37	教諭	大瀧	真友	英語	合唱・吹奏楽	生	26副
38	教諭	小柳	明良	英語	芸術(写真)・弓道	○進路・総合探究	36副
39	教諭	小六	純子	英語	伝統探究(華道)・吹奏楽	○保健○相談室※3	37副
40	教諭	志村	修司	○英	合唱・伝統探究	図書	14副
41	教諭	田村	幸司	英語	吹奏楽・合唱	保健	24副
42	教諭	中齋	智子	○英	弓道・合唱・クイズ研究	総務	31正
43	教諭	西郷	真実	養護	文化生活探究(ボランティア)女子バスケット	総務	23正
44	教諭	佐藤	梨沙	養護	男子バレーボール・合唱	教務	13正
45	教諭	長村	夏美	理科	サッカー	生徒	27副
46	教諭	中村	元春	理	芸術(美術)・弓道	○研	16副
47	養護教諭	西郷	真実	養護	文化生活探究(家庭)陸上競技	○教	15副
48	養護教諭	佐藤	梨沙	養護	陸上競技	保	1年
49	実習助手	長村	夏美	理	女子テニス・自然科学	総務	3年
50	実習助手	中村	元春	理			
51	ALT	Emily	Alexander	英語			
52	非常勤講師	高橋	博子	理科(化学)			
53	非常勤講師	山口	嘉文	芸術(美術)			
54	非常勤講師	山田	孝典	英語			
55	非常勤講師	大石	一乘	情報			
56	主査	狩俣	博之	事務			事務
57	主査	折堀	山祐大	事務			事務
58	主査	堀内	菜那	事務			事務
59	非常勤労務職員	早村	正樹	事務			事務
60	非常勤労務職員	松田	明之	事務			事務
61	非常勤労務職員	田島	靖	事務			事務
62	スクールカウンセラー	丹治	静子				
63	スクールカウンセラー	八木	美春	事務			
64	団体職員	柴本	久美子	事務			
65	団体職員	山本	えり子	事務			
66	学医	松永	寛美	眼科			
67	学医	藤井	悠策	耳鼻科			
68	学医	滝本	純季	歯科			
69	学校薬剤師	藤原	信	薬剤師			
70	学校活動指導員	岡本	本	部活動指導員			

○…教科主任 ※1 道徳教育担当 ※3 特別支援教育コーディネーター
 ※2 就職支援教員 ※4 人権教育担当

◆職員数

	校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	ALT	非常勤講師	部活動指導員	スクールカウンセラー	事務長	主査	主任	主事	非常勤労務職員	団体職員	学校医	計
男	1		1	33		1		3	1			2			3			48
女		1		12	2	1	1	1	2	1			1	1		2	2	26
計	1	1	1	45	2	2	1	4	1	2	1	2	1	1	3	2	5	74